

(仮称) 門真市環境基本条例策定市民ワークショップ設置要綱

(設置)

第1条 環境に関する基本的な理念及び施策を定めた(仮称)門真市環境基本条例(以下「条例」という。)の原案の作成に向けて、条例に規定すべき内容等必要な事項を検討するため、(仮称)門真市環境基本条例策定市民ワークショップ(以下「ワークショップ」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 ワークショップは、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 条例に規定する事項、内容等の検討に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、条例の検討等のために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 ワークショップの参加者は、15人以内で組織する。

2 参加者は、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たす者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 門真市内に在住又は在勤する18歳以上の者
- (2) 市の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 参加者の任期は、委嘱の日から条例原案を(仮称)門真市環境基本条例庁内検討委員会に報告する日までとする。

(リーダー及びサブリーダー)

第5条 ワークショップに、リーダー及びサブリーダーを置く。

- 2 リーダー及びサブリーダーは、参加者の互選により定める。
- 3 リーダーは、会務を総理し、ワークショップを代表する。
- 4 サブリーダーは、リーダーを補佐し、リーダーに事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(秘密の保持)

第6条 参加者は、ワークショップで知り得た事項を他に漏らしてはならない。

(報告)

第7条 ワークショップは、条例原案を（仮称）門真市環境基本条例庁内検討委員会に報告するものとする。

（庶務）

第8条 ワークショップの庶務は、環境事業部環境対策課において処理する。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、ワークショップの運営について必要な事項は、リーダーが別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年8月9日から施行する。